

○姫路市道路附属物自転車等駐車場条例

平成25年3月27日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第7号に規定する道路の附属物である自動車駐車場及び自転車駐車場として自転車等を駐車させるために本市が設置する姫路市道路附属物自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「自転車等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（二輪のものに限る。）をいう。
- (3) 普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（前号に定めるもの及び側車付きのものを除く。）をいう。
- (4) 大型自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

(名称及び位置等)

第3条 自転車等駐車場の名称及び位置並びに自転車等駐車場に駐車できる自転車等は、別表第1のとおりとする。

(入出場時間)

第4条 自転車等を自転車等駐車場に入場させ、又は自転車等駐車場から出場させることができる時間（以下「入出場時間」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する入出場時間を変更することができる。

(駐車券の交付)

第5条 自転車等を自転車等駐車場に入場させようとする者（次に掲げる者を除く。）は、規則で定める駐車券の交付を受けなければならない。

- (1) 定期利用証（第9条第1項に規定する定期利用証をいう。以下同じ。）を利用する者

(2) 自転車等駐車場（個別施錠式（自動精算機により駐車料金を納付することで解錠することができる個別施錠装置（自転車等の車輪を施錠する装置をいう。次項において同じ。）により自転車等の入場及び出場を管理する方式をいう。）の駐車部分に限る。）を利用する者

2 前項第2号に掲げる者が個別施錠装置により自転車等を施錠したときは、同項の規定により駐車券の交付を受けたものとみなす。

（駐車期間の制限等）

第6条 自転車等駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、自転車等駐車場に自転車等を入場させた日から当該自転車等を出場させることなく14日を超えて駐車してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、定期利用証により自転車等駐車場を利用する者（当該利用に係る定期利用証が有効である場合に限る。）については、適用しない。

3 市長は、第1項の期間を超えて自転車等駐車場に駐車している自転車等があるときは、当該自転車等は放置（姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年姫路市条例第3号）第2条第3号に規定する「放置」をいう。）をされたものとみなし、同条例第12条及び第13条の規定を準用して、必要な措置を講じることができる。

（駐車料金）

第7条 利用者は、自転車等駐車場の利用に係る料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

2 駐車料金（定期利用証及び前払式駐車券（第10条第1項に規定する前払式駐車券をいう。以下同じ。）を利用する場合を除く。）は、別表第3のとおりとする。ただし、第4条第2項の規定により入出場時間を変更した場合における当該入出場時間の変更後の駐車料金については、同表に定める額を考慮して市長が別に定める。

3 前条第3項の規定により、市長が必要な措置を講じた場合は、市長は、当該放置をされたものとみなした自転車等の利用者に対し、自転車等を入場させた日から必要な措置を講じた日までの日数に相当する駐車料金を徴収することができる。

4 駐車券の交付を受けないで自転車等駐車場に自転車等を入場させた者（駐車券を亡失し、又は破損した者を含み、定期利用証を利用する者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該自転車等に係る駐車料金を納付しなければならない。

（駐車料金の徴収）

第8条 駐車料金は、自転車等駐車場から自転車等を出場させる際に徴収する。ただし、

定期利用証及び前払式駐車券に係る駐車料金については、規則で定める時に徴収する。

- 2 前項ただし書に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ駐車料金を徴収することができる。

(定期利用証)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定める定期利用証を発行することができる。

- 2 前項の定期利用証の利用期間（以下「定期利用期間」という。）は、利用を開始しようとする日から起算する。
- 3 定期利用期間及び当該定期利用に係る料金（以下「定期料金」という。）は、別表第3のとおりとする。
- 4 定期利用証は、市長が定める日から販売する。
- 5 市長は、自転車等駐車場の利用状況等を勘案し、定期利用証の発行が適当でないと認めるときは、定期利用証の全部又は一部の発行を中止することができる。

(前払式駐車券)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、券面額が10万円を超えない範囲で前払式駐車券を発行することができる。

- 2 前項の前払式駐車券は、その券面額の2割に相当する額の範囲内で規則で定める額を券面額から割り引いて発行することができる。
- 3 第1項の前払式駐車券には、有効期限を定めることができる。この場合における期限の末日は、前払式駐車券の発行の日から5年を超えてはならない。

(駐車料金の不還付)

第11条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車料金の減免)

第12条 市長は、規則で定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(割増金)

第13条 市長は、駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(利用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車等駐車場を利用させな

いことができる。

- (1) 自転車等駐車場の収容台数を超える利用と認められるとき。
 - (2) 公安若しくは公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
 - (3) 人体に危害を及ぼすおそれのある物品又は発火、引火若しくは爆発のおそれのある危険物を積載しているとき。
 - (4) 自転車等駐車場の施設その他の工作物若しくは駐車中の自転車等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、自転車等駐車場の管理に支障があると認めるとき。
- (禁止行為)

第15条 利用者は、自転車等駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。
- (4) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (5) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (6) 所定の場所以外の場所においてごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、自転車等駐車場の管理に支障がある行為をすること。

2 市長は、利用者が前項各号に掲げる行為をしたときは、自転車等の退場を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第16条 自転車等駐車場の設備その他の物件を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(供用の休止)

第17条 市長は、自転車等駐車場の補修その他特に必要があるときは、自転車等駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、自転車等駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、自転車等駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に自転車

等駐車場の管理を行わせることができる。この場合において、第6条第1項、第8条から第10条まで及び第12条から第15条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定方法及び選定基準）

第19条 自転車等駐車場の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に自転車等駐車場の管理を行うことができるものと認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

（1）自転車等駐車場の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。

（2）自転車等駐車場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3）事業計画書の内容に沿った自転車等駐車場の管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

（再度の選定）

第20条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したものを）を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

（1）候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。

（2）次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

（指定管理者の指定）

第21条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

（指定管理者の業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）自転車等駐車場の運営に関する業務

(2) 自転車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第23号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に利用を開始する定期利用券について適用し、施行日前に利用を開始する定期利用券については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に入場した自転車等に係る駐車料金について適用し、施行日前に入場した自転車等に係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月24日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条を第27条とし、第18条の次に8条を加える改正規定（第19条及び第24条から第26条までに係る部分に限る。）は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第25号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月２９日条例第１８号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定、第１１条を削り、第１２条を第１１条とし、第１３条から第１８条までを１条ずつ繰り上げる改正規定及び第１９条を第１８条とし、第２０条から第２５条までを１条ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年１０月８日条例第５４号）

（施行期日）

- １ この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（令和８年２月１６日告示第５４号で令和８年３月１４日から施行）

（準備行為）

- ２ 手柄山駐輪場及び手柄山第二駐輪場に係る姫路市道路附属物自転車等駐車場条例第２１条第１項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市道路附属物自転車等駐車場条例第１９条から第２１条までの規定により行うことができる。

附 則（令和７年１２月２２日条例第８２号）

（施行期日）

- １ この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

（令和８年２月１６日告示第５５号で附則第３項の規定は令和８年３月８日から、
附則第３項の規定以外の規定は令和８年３月１４日から施行）

（経過措置）

- ２ この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第９条第１項の規定により発行されている定期利用券は、この条例による改正後の第９条第１項の規定により発行された定期利用証とみなす。

（準備行為）

- ３ この条例による改正後の第９条第１項の規定による定期利用証（姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和６年姫路市条例第５４号）による改正後の姫路市道路附属物自転車等駐車場条例別表第１に規定する手柄山駐輪場に係る定期利用証に限る。以下この項において同じ。）の発行及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、同条第１項の規定の例により発行された定期利用証は、同日において

同項の規定により発行された定期利用証とみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

名称	位置	駐車できる自転車等
姫路駅前中央地下駐輪場	姫路市南町	自転車
姫路駅西地下駐輪場	姫路市西駅前町	原動機付自転車
大手前地下駐輪場	姫路市白銀町及び西二階町	
御着駅前自転車置場	姫路市御国野町御着 3 2 3 番地 5	自転車 原動機付自転車
手柄山駐輪場	姫路市岡田 4 8 7 番地 1	普通自動二輪車 大型自動二輪車
手柄山第二駐輪場	姫路市西延末 4 4 番地 1 3	自転車

別表第 2（第 4 条関係）

名称	入出場時間
姫路駅前中央地下駐輪場	午前 4 時 3 0 分から翌日午前 1 時 3 0 分まで
姫路駅西地下駐輪場	午前 4 時 3 0 分から翌日午前 1 時 3 0 分まで
大手前地下駐輪場	午前 7 時から午後 1 0 時まで
御着駅前自転車置場	午前 6 時から午後 1 0 時まで
手柄山駐輪場	午前 5 時から翌日午前 0 時 3 0 分まで
手柄山第二駐輪場	午前 5 時から翌日午前 0 時 3 0 分まで

別表第 3（第 7 条、第 9 条関係）

名称	種類	駐車料金	定期料金	
		1 日 1 回につき	1 月	3 月
姫路駅前中央地下駐輪場及び姫路駅西地下駐輪場	自転車	1 0 0 円	2, 0 0 0 円	5, 5 0 0 円
	原動機付自転車	2 0 0 円	4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
大手前地下駐輪場	自転車	1 0 0 円	1, 4 0 0 円	3, 8 0 0 円
	原動機付自転車	2 0 0 円	2, 8 0 0 円	7, 7 0 0 円
御着駅前自転車置場	自転車	1 3 0 円	2, 3 0 0 円	6, 6 0 0 円
	原動機付自転車	2 6 0 円	3, 3 0 0 円	9, 5 0 0 円

	普通自動二輪車			
	大型自動二輪車			
手柄山駐輪場	自転車	130円	2,300円 (3階部分にあ っては、2,10 0円)	6,300円 (3階部分にあ っては、5,70 0円)
	原動機付自転車	260円	3,900円	10,700円
	普通自動二輪車			
	大型自動二輪車			
手柄山第二駐輪場	自転車	130円	2,300円	6,300円

備考

- 1 姫路駅前中央地下駐輪場、姫路駅西地下駐輪場及び大手前地下駐輪場において、入場から2時間以内に出場させた場合の駐車料金は、無料とする。
- 2 定期利用証の再交付を受けようとする者は、当該定期利用証の作成に要する費用を納付しなければならない。